

広島県告示第百九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成三十一年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成二十年広島県告示第百二十二号		
所在地	広島県呉市押込町五丁目、同市押込町六丁目、同市焼山北二丁目、同市焼山北三丁目、同市焼山町、同市焼山東一丁目、同市焼山町西小屋、同市押込西平野町、同市押込三丁目、同市押込四丁目及び同市泉ヶ丘二丁目地内		
土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域		
区域の名称	区域の名称	土砂災害の自然現象	
榎原川支川（六四二七a） 地区	榎原川支川（六四二七a） 地区	土砂災害の自然現象	
榎原川支川（六四二七b） 地区	榎原川支川（六四二七b） 地区	土砂災害の自然現象	
榎原川支川（六四二七c） 地区	榎原川支川（六四二七c） 地区	土砂災害の自然現象	
榎原川支川（六四二八）地 区			
小田川左支溪（六四三八） 地区			土砂災害の自然現象
鎌ヶ原川右支溪（六四三九） 地区			土砂災害の自然現象
鎌ヶ原川右支溪（六四四〇） 地区			土砂災害の自然現象
鎌ヶ原川右支溪（六四四一） 地区			土砂災害の自然現象
鎌ヶ原川右支溪（六四四二） 地区	鎌ヶ原川右支溪（六四四二） 地区	土砂災害の自然現象	

鎌ヶ原川右支溪(六四四三 a)地区	土石流	鎌ヶ原川右支溪(六四四三 a)地区	土石流
鎌ヶ原川右支溪(六四四三 b)地区	土石流	鎌ヶ原川右支溪(六四四三 b)地区	土石流
隣)地区	土石流	隣)地区	土石流
鎌ヶ原川右支溪(六四四四)地区	土石流	鎌ヶ原川右支溪(六四四四)地区	土石流
区	土石流	区	土石流
鎌ヶ原川(六四四五a)地 区	土石流	鎌ヶ原川(六四四五a)地 区	土石流
鎌ヶ原川(六四四五b)地 区	土石流	鎌ヶ原川(六四四五b)地 区	土石流
鎌ヶ原川(六四四五c)地 区	土石流	鎌ヶ原川(六四四五c)地 区	土石流
鎌ヶ原川左支溪(六四四六)地区	土石流	鎌ヶ原川左支溪(六四四六)地区	土石流
隣a)地区	土石流	隣a)地区	土石流
鎌ヶ原川左支溪(六四四六 隣b)地区	土石流	鎌ヶ原川左支溪(六四四六 隣b)地区	土石流
鎌ヶ原川左支溪(六四四六 隣c)地区	土石流	鎌ヶ原川左支溪(六四四六 隣c)地区	土石流
鎌ヶ原川左支溪(六四四六 隣d)地区	土石流	鎌ヶ原川左支溪(六四四六 隣d)地区	土石流
鎌ヶ原川左支溪(六四四六 隣e)地区	土石流	鎌ヶ原川左支溪(六四四六 隣e)地区	土石流
鎌ヶ原川左支溪(六四四六 隣f)地区	土石流	鎌ヶ原川左支溪(六四四六 隣f)地区	土石流
鎌ヶ原川左支溪(六四四六 隣g)地区	土石流	鎌ヶ原川左支溪(六四四六 隣g)地区	土石流
鎌ヶ原川左支溪(六四四六 隣h)地区	土石流	鎌ヶ原川左支溪(六四四六 隣h)地区	土石流
鎌ヶ原川左支溪(六四四七 a)地区	土石流	鎌ヶ原川左支溪(六四四七 a)地区	土石流

西小屋川（八b）地区	二河川支川（九隣）地区	二河川支川（九d）地区	二河川支川（九c）地区	二河川支川（九b）地区	二河川支川（九a）地区
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
西小屋川（八b）地区	二河川支川（九隣）地区	二河川支川（九d）地区	二河川支川（九c）地区	二河川支川（九b）地区	二河川支川（九a）地区
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流